

【藤内和光】

○1998年に蓮師500回御遠忌を、2011年には宗祖750回御遠忌をお勤めしました。そして2023年に、慶讃法要を勤めようとしています。わずかに四半世紀の間に大きな法要を3つも勤めるわけです。これでは、大谷派はイベント教団になったのかと、見まがう違和感を持つのは私だけでしょうか。

しかし当局は、全く逆の見解を示しています。いわく、慶讃法要が済めば、2048年の蓮師550回御遠忌まで大きな法要はない。慶讃法要に向けた取り組みがその後の25年の宗門の趨勢を左右すると。これではまるで、大法要の執行こそが宗門の中心業務で、大法要がないと宗門の活性化は果たせないと言わんばかりではありませんか。

申すまでもありませんが、宗門の主業務は、教化活動の活性化とその充実をおいてありません。そこには、地道な、そして継続的な取り組みこそが求められるものであります。

とは申せ、折角、慶讃法要を勤めるのですから、そこに期待することもないわけではなりません。それは、大法要を勤修することを、宗門への帰属意識を高めたり、宗門の一員であることを確かめ合うという、内向きな効果を期待するものとしてではなく、社会や世界に向かって、集中的に親鸞、あるいは念仏の教えを発信することができる絶好の機会として位置付けたいのであります。この一点を、是非、この度の慶讃法要では、実現したいし、してもらいたい。

ここでは、宗祖の誕生を期して、「生と死」をキーワードとして慶讃法要を貫いてみてはどうかということを提案したい。

「慶讃」という慶び讃えるという言葉に冠した大法要で、「生と死」を改めて問う。今、死という言葉は、日常生活からは出来るだけ目にふれないように隠され、死を見ないで、生のみを享受して生きようとしているのが、私たちではないでしょうか。であるからこそ、死を正面から取り上げて、生を問う。「生と死」という普遍の問いと真向いになることを通して念仏の教えを、そして親鸞聖人を多くの人々に手渡すことが出来れば、慶讃法要を執り行う意義は大きいと思われれます。具体的には、法要期間中、しんらん交流館、視聴覚ホール、市内の会館等で、あるいは、各教区でのそれぞれの会場で、

講演会やシンポジウム、対談を哲学者、科学者、医者、作家、宗教家等々、広い分野から講師、あるいはシンポジストを招聘して、「生と死」をテーマとして、出来るだけ多く開催する。そこでは、生を輝かせる死の自覚、在宅死、施設死、脳死、尊厳死、自死、出生前診断、デザイナーベビー、命の選別、葬儀式のあり方、グリーフケア等々、様々な問題が取り上げられることになるでしょう。そして、シンポのコーディネーターや対談相手は、大谷派のものがつとめる。そこで語られ、表現された講演録、対談録、そしてシンポの記録を出版、あるいは、SNSで配信して世に問う。後になって、「生と死」について考えたいなら、大谷派の慶讃法要の時に出されたものを見れば、大いに参考になる、というものが出来ることを期待したい。

ここでお尋ねします。慶讃法要の方針の一つに「あらゆる人びとに向けた真宗の教えの発信」が挙げられていますが、そのためにもっとも、力を入れて展開したい具体的な施策をお示しいただきたい。

次に、高齢者福祉施設構想について、お尋ねします。はじめに、高齢者福祉施設建設を撤回されたことは、英断であるとその判断を多としたいと思います。そこでまず、なぜ撤回されたのか、撤回に至った経緯と理由を明確に示してもらいたいと思います。

ところで、宗門が高齢者福祉施設を課題とすることは肝要であると思われます。そこでは、大谷派関係者の施設設置者、又は施設長や施設従事者、あるいは施設教化に携わっておられる人々の現況を把握し、その人たちが如何なる課題や悩みを抱えておられるのかを聞き取り、宗門として課題の共有化を図る。そして、その方々のネットワークを作り、お互いの意見を交換できる場や、行政や法律上の情報を交わしあえる場を開く。それらのことを通して、高齢者福祉施設に於いて、念仏の教えに出会っていただくお一人を生み出すことのできる縁づくりが、どのように可能なのかを、検討することこそが、宗門の任務であり役割ではないでしょうか。

宗門自体が、本山の北にある京都の一等地 700 坪近くの土地

に、借入金を含めて 10 億円近くをかけて高齢者施設を建設し、それを運営することが、高齢者問題を課題とする宗門が果たすべき業務とは決して思えません。

そこでお尋ねします。継続審議といわれますが、その審議される内容に、高齢者福祉施設建設が含まれているのでしょうか、それとも、宗門が果たすべき高齢者福祉問題についての審議ということなのでしょう。施設建設が継続審議される内容に含まれるのかどうかを明確にお答えいただきたい。

次に、内局に付与されている権限とその責任についてお尋ねします。

宗憲第 53 条には、内局の権限として予算案の作成が挙げられています。それは同時に、施策や事業の立案の権限が付与されていることを意味します。宗門では、内局だけに与えられた大きな権限であります。この度の、高齢者福祉施設建設の提案は、その権限の執行であると理解します。そしてその権限は、内局に対する宗門人の信頼によって裏打ちされ、与えられているものといえるでしょう。つまり内局に任せている限り、わが宗門にとって必要な施策、外せない事業を策定し、そのための予算措置をこうずるであろうという信頼関係の上に、その権限が付与されているものでしょう。今回、内局によって策定された事業計画が撤回されたということは、内局に寄せられていた信頼が大きく損なわれたということの意味します。今、内局には、失われたその信頼をどのようにして回復するのかが、大きく問われていることを忘れてなりません。

さらには、事業計画の撤回だけではなく、慶讃法要の予算案作成における迷走ぶりには、言葉ありません。内局は、あなたがたに付与されている権能を、あまりにも軽く見ておられるのではないかと危惧します。

予算案作成は、内局の姿勢そのものを示すものであり、慶讃法要を執行しようとする内局の願いや意欲の表現であるはずで、予算案は、やらねばならない施策、必要な企画、やりたい事業を精査に精査を加えて検討し、どうしてもこれらの事業を実施するには、これだけの予算が必要だとして、当初

予算案 50 億円が建てられたものと考えます。それが、正副議長会では 40 億円に削減された予算案が提示されたということではありませんか。そのことを聞き及んだ時の反応は、なぜ 10 億円も削減できたのか。逆に申せば、40 億円で出来るところを何故、50 億円と計上したのか。その理由を明確に示していただきたいと強く思いました。

かように、40 億円に削減されたと知った時の驚きも相当なものがありました。今回手元に届けられた予算案は、さらに 5 億円削減されて 35 億円予算案が提示されています。驚きを通り越して呆れるばかりです。十分に精査を加えて 40 億円に削減したのではなかったのですか。40 億円を更に精査したら、あと 5 億円削減することが出来ましたということなのでしょう。では、もっと精査を加えれば、もう少し削減できるのではないのでしょうかということになります。つまり、私たちはもはや、35 億円という予算案に信頼を置けなくなっています。

50 億円から 40 億円と変更し、さらに 35 億円とコロコロ変更された予算案について、丁寧かつ詳細な説明責任を果たすことが求められます。しかし、驚くべきことに財務長演説では、全国のご門徒に内局巡回で示した 50 億円については全く触れず、従って、15 億円を削減したことについての言及も一切法無く、ただ、「この時期に必ず取り組まなくてはならない施策に絞った」として、35 億円の説明をされました。それが、50 億円予算案を掲げて全国の教区を巡回し、慶讃法要の理解と協力を呼びかけた場に参加されたご門徒への説明として相応しいと考えておられるのでしょうか。極めて不十分に不誠実なものであります。

まず、一点は全国のご門徒に対する誠意ある説明責任を果たされる事をもとめます。

さて、内局に付与されている予算案作成権という権限は、先ほども触れましたが、宗門人の内局に対する信頼を背景としています。変更する勇気を否定するものではありませんが、たとえ、批判や疑問が寄せられても、それらに的確に応え、変更する必要のない予算案を建てることこそがその信頼に応えることでもあります。建てた予算案を変更するということは、

内局に対する宗門人の信頼を大きく棄損することであるということに想いを致すべきであります。一度ならず、二度までも予算案を変更するということは、もはや棄損されるべき信頼も残ってはいないと言えるかもしれません。

もし、また、削減することで本来、実施せねばならない事業が出来なくなっていたり、必要な企画がお蔵入りになったとすれば、もはや、現内局には、予算案を作成する能力も資格もないと断じられても致し方ないのではないのでしょうか。

次に二点目の要求です。私たちは、今議会に提出された 35 億円の予算案に信頼を置くことが出来ません。私たちと内局との信頼を回復する作業を抜きに、信頼のおけない予算案を到底審議することなど出来るはずがありません。そこで、50 億円が、40 億円に、そして 35 億円に変更された内容について、議会に対して詳細にわたっての説明を求めます。そこでは、これとこれを削減して、40 億円、35 億円になりましたというものではなく、なぜ、削減可能な経費、10 億円、さらには 15 億円を当初予算化したのか、ということの経緯と理由が明確にされることを要求します。

二点の要求に対する答弁と、合わせて、二度にわたる予算案の変更に対する内局としての責任と信頼回復についての見解をお示しいただきたい。